



## 第5章 収還

- 第20条 (返還責任)  
1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。  
2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。  
3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 第21条 (返還)  
1 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の減耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。  
2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人はしくは運転者は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。  
3 借受人又は未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその清算を行ななければならぬものとします。  
4 借受人のほか、特約がある場合を除きレンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充(満タンでない)の場合には、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。
- 第22条 (借受期間変更の賃料料金)  
1 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する賃料料金を支払うものとします。  
2 借受人は(は)、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。
- 第23条 (返還料金)  
1 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還料金を支払うものとします。  
2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還料金を支払うものとします。
- 第24条 (返還など)  
1 不運転となつた場合の措置  
当社は、不運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不運還になつたと認められるときは、一般社団法人全国レンタカーカー会員に対し、不運転報告書をとするとともに、内閣システム等に登録する等の措置をとるものとします。  
2 当社は、前項に該当することになったときは、レンタカーオーの所を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。  
3 前項に該当することになった場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

- 第25条 (故障発見時の措置)  
1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。  
2 第26条 (事務発生時の措置)  
1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。  
2 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
3 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
4 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
5 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。
- 第27条 (盗難発見時の措置)  
1 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
2 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
3 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。
- 第28条 (使用不能における賃料料金の終了)  
1 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
2 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
3 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
4 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
5 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
6 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。

## 第7章 賠償及び補償

- 第29条 (賠償及び補償)  
1 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
2 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
3 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
4 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
5 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。  
6 借受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、事故の原因を調査する場合に協力するものとします。
- 第30条 (保険及び被保険)  
1 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は被保険金を支払われます。  
2 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは、(自動車損害賠償責任保険を含む)  
3 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは、(人身傷害保険を含む)  
4 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは、(車両保険を含む)  
5 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは、(車両時価額(免責額5万円))  
6 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは、(車両保険制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は被保険金は支払われません)。
- 第31条 (貸渡契約の解除)  
1 借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなつたときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還請求するものとします。この場合、当社に生じた損害を支払うものとします。
- 第32条 (中途解約)  
1 借受人又は運転者は、使用中であっても、当社に同意の申立てをすれば、中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に応じて中途解約手数料を支払うものとします。  
2 借受人又は運転者は、前項の解約期間に該当したときは、(中途解約手数料=〔貸渡しから返還までの期間に応じる基本料金〕×50%)

## 第8章 貸渡契約の解除

- 第33条 (個人情報の利用目的)  
1 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。  
2 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。  
3 借受人又は運転者は、直ちにレンタカー及びこれに関連するサービスの提供をするため。  
4 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
5 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
6 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
7 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。

- 第34条 (個人情報の登録及び利用目的)  
1 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
2 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
3 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
4 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
5 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
6 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。  
7 借受人又は運転者は、直ちにレンタカーの登録申請者に個人情報を提出するため。
- 第35条 (第10章 雜則)

- 第35条 (代理貸渡)  
1 当社は、第8条、第10条第1項の規定にかかるらず、他のレンタカーサービスからレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事柄を遵守するものとします。  
2 事故、故障等の原因があつた場合において、当社の貸渡契約による方が該当レンタカーサービスを提供した事業者の貸渡契約を適用するよりも、利用者にとって有利であるときは当社の貸渡契約を適用すること。  
3 貸渡証は第3項に定める代理貸渡式による。  
4 提供を受ける場合に、代理貸渡式による。  
5 代理貸渡式を受ける場合に、代理貸渡式による。  
6 代理貸渡式を受ける場合に、代理貸渡式による。

- 第36条 (ドライブフレンジャー)  
1 借受人及び運転者は、レンタカーやドライブフレンジャーが搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーや現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が該当の登録及び利用目的。  
2 借受人及び運転者は、レンタカーやドライブフレンジャーが該当する場合に、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が該当の登録及び利用目的。  
3 借受人及び運転者は、直ちにレンタカーやドライブフレンジャーが該当する場合に、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が該当の登録及び利用目的。

- 第37条 (相殺)  
1 この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとします。  
2 借受人又は運転者は、前項の相殺の範囲でこれに同意するものとします。

- 第38条 (相殺)  
1 この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとします。  
2 借受人又は運転者は、前項の相殺の範囲でこれに同意するものとします。

- 第39条 (消費税)  
1 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます)を当社に対して支払うものとします。

- 第40条 (金銭債務)  
1 借受人又は運転者は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

- 第41条 (邦文約款)  
1 当社は、この約款及び日本法とします。  
2 当社は、この約款及び細則を改正し、又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示又は、当社の発行するパンフレット、料金表若しくはホームページ上等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

- 第43条 (合意管轄所)  
1 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

## 附 則

本約款は、2020年10月1日から施行します。

